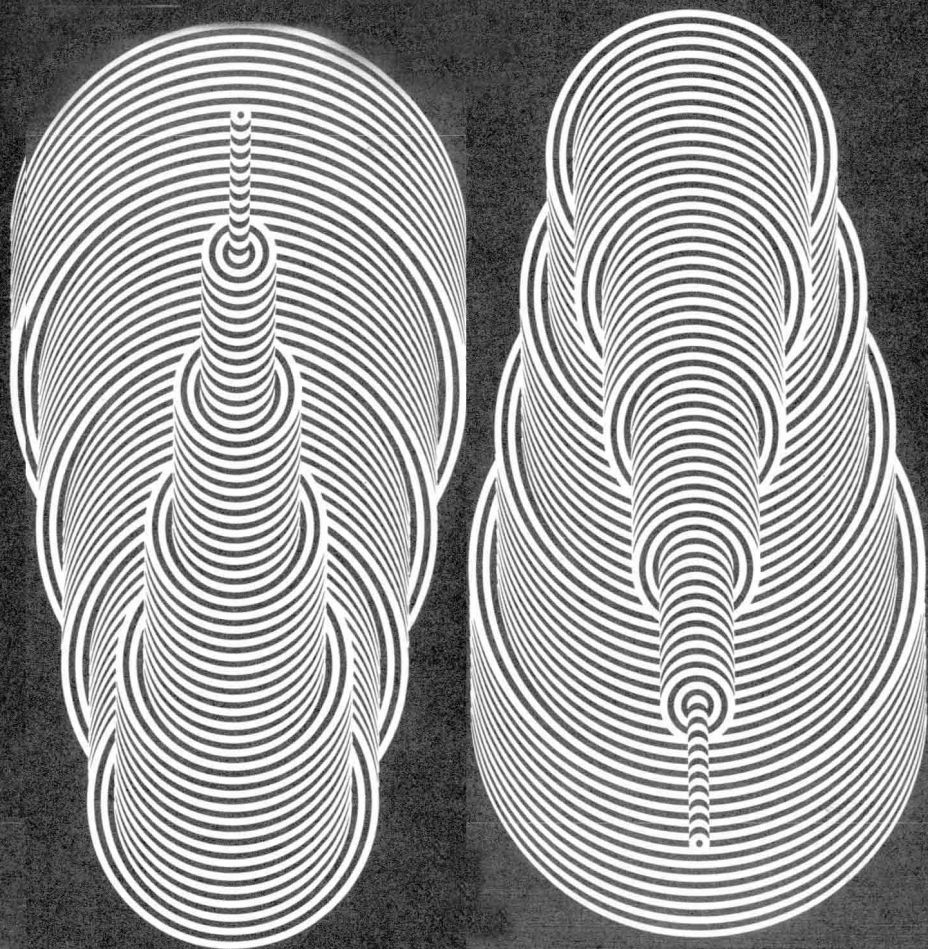


株式税務百科

北條恒一著



ダイヤモンド社

著者略歴

北 條 恒 一

昭和15年、小樽高商(現・小樽商大)卒業。
公認会計士。現在、東京都立商科短期大
学〈経営学〉教授。

日本ベンチクラブ会員・日本評論家協会会
員・日本会計研究学会会員。

著述：『不動産の税金対策』『減価償却入
門』『会社実務計算便覧』『病・医院の経
営と税務』『民商〈歪められた反税闘争を
衝く〉』『税務用語辞典』(以上、実業之日
本社),『やさしい税務会計』『やさしい
管理会計』(以上、大蔵財務協会),『複式
簿記の研究』(国元書房),『贈与・相続の
節税』『土地建物の節税』(ばるす出版),
『チェックポイント活用・税務調査の実
務』『社長・重役のための節税必携』『税
金を軽くする事典—早わかり節税百科』
『会社商店版・税金を軽くする事典』『税
金を軽くする青色申告入門』(以上、ダイ
ヤモンド社)。

研究室：東京都千代田区神田駿河台 4-2
お茶の水ビル

TEL (251) 0128

株式税務百科

昭和 52 年 11 月 25 日 初版発行

著 者 北 條 恒 一

© 1977 Koichi Hojo

発行所 ダイヤモンド社

郵便番号 100
東京都千代田区霞が関 1-4-2
編集 電話 東京 (504) 6403
販売 電話 東京 (504) 6517
振替口座 東京 9-25976

編集担当/田村紀男

落丁・乱丁本はお取替えいたします

加藤文明社印刷・誠光社製本
3034-381500-4405

まえがき

資本主義経済社会において、株式会社の存在は重要な意義があると同時に、これこそ経済的発展の基礎となっているものといえる。株式会社は株主の出資によって成立し、その株主としての権利を表彰するものが株式である。

この株式をめぐって、税務上どのような問題が起こりうるのか、それはどのように処理しなければならないのか、いろいろな「場」において、考えてみなければならぬことが多い。ところが、私自身の浅学からあらゆる「場」における税務上の取扱いを解説した文献を見出しえなかった。このことが、私をして本書を執筆させる動機となったものである。思えば、その項目を整理し、執筆を始めたのが何と昭和四十九年六月であった。

ところが、筆をとってみると、いったい株式とは何であるのか、まず、この壁にぶつかったわけである。同時に株主権とは何であるのか、このことは法人税法上の同族会社に関する規定ともからめて、深く掘り下げてみなければならぬこともなった。そのために第一章が直接的には、税務とそれほどの触れ合いがなくても相当の長文になった要因である。しかし、このことは、株式をめぐる税務を理解するためには、どうしても通らなければならない関門である。さりながら、商法等について研鑽の浅い私は、まちがった記述をすることを、非常に恐れた。かつて、学生時代また公認会計士の受験に際して、若干は学んだつもりではあるが、自信をもつことができなかった。幸いにも栄木法律事務所の弁護士田辺克彦先生と同田辺邦子先生にお願いして、徹底して監修していただいたのである。

おそらく本書は、会社の株式を扱う部門、あるいは経理や総務にかかわりのある部門において、株式をめぐるの

あらゆる税務上の問題についての解説書として、座右に置かれるものとなるであろうことを想定し、また、個人として株式をめぐる税務について知りたいひとの解説書となることも考え、会社をめぐる問題と個人をめぐる問題をも、整理したつもりであるが、まだまだ具体的な難問は多々あるであろう。それらについては、読者諸賢のご指導により、改訂のつど補っていきたいと考えている。

目次を一覧していただいてもわかるように、税務にかかわりのあるすべての「場」において、専門的に解説したつもりである。その過程において、それぞれの専門分野の先輩諸兄に監修をいただいた。厚くお礼申し上げたい。また、かつてないこのような専門書を快く出版していただいたのは、一に出版元であるダイヤモンド社の先駆的な勇断である。その意味から同社に深く感謝申し上げるとともに、編集にあたって、主たる責任者として田村紀男氏から、緻密なご指導と積極的なご協力をいただいたこと、そして田村氏を補助して染谷靖史氏の細心な編集技術上のご協力に対して、心から感謝の意を表するものである。

昭和五十二年十一月

北條 恒一

法令略語凡例

所	所得税法
所	令 所得税法施行令
所	規 所得税法施行規則
所	基 所得稅基本通達
法	法人税法
法	令 法人税法施行令
法	規 法人税法施行規則
法	基 法人稅基本通達
相	相統税法
相	令 相統税法施行令
相	規 相統税法施行規則
相	通 相統稅基本通達
相	評 相統稅財產評価に関する基本通達
租	租稅特別措置法
租	令 租稅特別措置法施行令
租	規 租稅特別措置法施行規則
租	通 租稅特別措置法基本通達
通	国稅通則法
通	令 国稅通則法施行令
商	法 株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則
財	務 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
獨	占 禁止私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

会社商店版

税金を軽くする事典

B 6 判
三〇〇頁

一〇〇〇円

会社商店のための税金入門決定版。会社組織が得か個人営業が得か？ 税金の安くなる特典は？ 経費の使い方は？ やさしい実例計算をふんだんに入れて、経営にすぐ役立つよう解説。

昭和五十二年改正税法版

税金を軽くする事典

B 6 判
三八六頁

一〇〇〇円

四十二年の初版発行以来、毎年法改正のたびに改訂し、最新の情報を提供してきました。数十万の読者に税金のことは難しくないといわせた本書で、税金を一円でも軽くしてください。

——早わかり節税百科——

税金を軽くする

青色申告入門

B 6 判
二七二頁

一〇〇〇円

「青色申告」の特典を生かす活用について、その成立、仕組みから、やさしい実務までを、中小企業の経営者・経理担当者向けに、実例計算を豊富に取り入れ解説した座右の手引書。

社長・重役のための

節税必携

四／六判
三三三頁

一五〇〇円

一〇〇〇円の節税は一〇万円の売上げにつながる。社長・重役は税金のことをきりはなして会社経営にあたることはできない。税金問題で悩む社長・重役に節税の勘どころをズバリ解説する。

チェックポイント活用

税務調査の実務

B 6 判
四二二頁

二二〇〇円

税務調査は、どのような手続で、何を調査するのか？ 受けるときの注意点は？ 準備対策の秘訣は？ チェックポイントを活用して税法・判例・資料を織り込み総合的に解明。

目次

まえがき

第一章 株式とは何か

1 出資.....4

2 商法上の株式.....6

1 会社設立と株式.....7

2 会社設立と税務.....22

3 株券の発行.....34

3 株式による会社支配権.....39

1 会社支配の意味.....39

2 取締役の選任.....61

3 独占禁止法との関係.....63

4 同族会社の判定.....70

1 同族会社の定義.....72

2 同族関係者の範囲.....73

3 同族会社に関する特別規定.....81

第二章 株式の発行

1 株券の発行義務

1 株式の有価証券性

2 株券の調製

3 株主名簿

2 株式の発行価額

1 会社設立の際の発行価額

2 新株の発行価額

3 増資の形態と税務

1 増資の本質

2 増資の方法

3 増資と税務

第三章 株式の取得と税務

1 有償取得と税務

1 会社が金銭を支出して取得したとき

2 会社が現物出資をして取得したとき

3 会社が特定の現物出資をしたとき

94

95

96

100

111

111

115

120

120

121

133

148

148

158

160

4	特定出資資産以外の出資によって取得した株式等の圧縮記帳	162
5	個人が現金を支出して取得したとき	165
6	個人が現物出資をしたとき	166
2	株式配当による取得と税務	168
1	会社の場合の税務	169
2	個人の場合の税務	170
3	端数株の整理	172
3	無償交付による株式の取得	172
4	贈与による株式の取得	175
1	会社が贈与を受けたとき	176
2	個人が贈与を受けたとき	176
第四章 株式の譲渡と税務		
1	株式の譲渡と譲渡制限	182
1	譲渡するものの「場」	182
2	株式の譲渡制限	183
2	有償譲渡と税務	183
1	単純な売却と税務	184

2	買占め、事業譲渡等となる売却と税務	195
3	自己株式の譲渡	198

3

無償譲渡と税務	199
---------	-----

1	会社から会社への無償譲渡	199
2	会社から個人への無償譲渡	200
3	個人から会社への無償譲渡	201
4	個人から個人への無償譲渡	201

4

非課税譲渡	202
-------	-----

1	継続的な取引とは	202
2	実際の判定の根拠	203
3	売買から除外される株式	203
4	額面五〇円での計算	204
5	証券会社に委託したときの回数判定	204
6	従業員持株制度と売買回数	206

5

ゴルフ会員権の譲渡	208
-----------	-----

第五章 株式の評価

1

証券市場での株式の評価	213
-------------	-----

2	決算期末における株式の評価	215
1	企業会計原則における評価額	215
2	財務諸表規則における評価額	216
3	商法・商法規則における評価額	217
4	法人税法における評価額	220
3	法人税法における評価方法	221
1	法人税法に規定する有価証券	222
2	評価方法の原則	223
3	企業支配株式	224
4	株式の評価方法	226
4	法人税法における取得価額	239
1	取得価額の基本的算定法	239
2	取得価額算定の特例	245
3	現物出資によって取得した株式等の取得価額	247
4	株式の分割または併合によって取得した株式等の取得価額	247
5	増資によって取得した株式の取得価額	250
6	株式配当等によって取得した株式の取得価額	253
7	利益をもってする株式の消却の場合等の株式の取得価額	257

第六章 相続財産としての株式の評価

1 特別な評価方法の適用範囲

- 8 合併によって取得した株式の取得価額……………258
- 9 減資があつた場合の株式の取得価額……………267
- 10 解散したときの株式の取得価額……………270
- 11 信用取引等による株式の取得価額……………272

2 上場株式の評価

- 1 「時価」の意義……………274
- 2 評価通達の及ぶ範囲……………275

3 気配相場のある株式の評価

- 1 相続財産としての気配相場のある株式……………298
- 2 原則的な評価方法……………299
- 3 気配相場のある株式評価の特例……………299

4 取引相場のない株式の評価

- 1 取引相場のない株式の評価上の区分……………304

第七章 株式の配当

2	取引相場のない株式の評価の原則	308
3	大会社の類似業種比準価額方式	308
4	中会社の株式の評価	322
5	小会社の株式の評価	325
6	税務上の評価計算様式等	333
7	配当還元方式による評価	344
5	新株引受権の評価	346
6	株式の引受けによる権利の評価	350
7	新株無償交付期待権の評価	351
8	配当期待権の評価	352
9	公社債の評価	354
10	転換社債の評価	355
1	基本的な評価方法	356
2	株式の価額が転換価額を超えるときの評価	357
1	配当所得と税務	360
1	配当等の額とみなされる金額	363

1	相続税計算の基本	438
1	株式の相続をめぐる税務	438
2	利子所得との区分	365
3	事業分量配当との区分	365
4	配当所得と税額控除	366
2	配当所得に対する課税方法	370
1	総合課税と源泉徴収	371
2	配当所得の分離課税制度	380
3	配当等の支払調書	390
3	会社の受取配当等と税務	398
1	受取配当等の益金不算入制度	399
2	短期保有株式の配当の特例	401
3	負債利子の控除制度	406
4	会社の支払配当と税務	417
1	配当等に充てた所得に対する法人税率の軽減	418
2	会社等法人が受けた配当等の益金不算入の特例	432
1	株式の相続をめぐる税務	438
1	相続税計算の基本	438

2	相続した株式の譲渡	450
3	株式の物納	453
4	同族会社の株式の相続	454
2	株式の贈与をめぐる税務	455
1	贈与税計算の基本	456
2	贈与者と受贈者をめぐる税務	463
3	特別障害者に対する贈与税の非課税	463
4	財産分与による株式の取得等	466
5	同族会社の株式をめぐる問題点	468
	計算例一覧	473

株式稅務百科